

自転車指導啓発重点地区(宮崎北警察署)

令和5年6月

青葉町交差点

③の地点は出会頭の事故に注意
R4年中は5件の事故が発生しています。

①、②の地点北進車線に普通自転車専用通行帯が設置(———— で表示の部分)
普通自転車専用通行帯を進行してください。

宮崎駅東地区
宮崎駅東1～3丁目、浄土江町、堀川町、昭和町の一部

➤ **選定理由**
・周辺に会社事務所や高校、専門学校等が集中し**自転車利用者が多い**
・自転車関与の**交通事故が多い**
・**普通自転車専用通行帯や矢羽根表示が設置されているが、周知されていない**

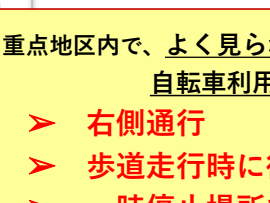
普通自転車専用通行帯 (路面標示)
宮脇交差点の北進車線上

普通自転車専用通行帯 (標識)
文化公園南東角交差点の北進車線上

重点地区内で、よく見られる**自転車利用者の違反形態**

- 右側通行
- 歩道走行時に徐行しない
- 一時停止場所での不停止
- 並進

昭和町交差点



★ **自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう!** ★

- 1 自転車は車道左側通行が原則**
自転車は車両の仲間です。車道左側通行が法令で定められています。
また、自転車専用通行帯(自転車レーン)がある場所では、自転車専用通行帯を走行しましょう。
- 2 歩道は、歩行者優先**
自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。
- 3 基本的な交通ルールを守る**
一時停止標識の交差点では、必ず止まって左右の安全確認をしましょう。また、並進は他の車両や歩行者に対して非常に危険で迷惑な行為です。基本的な交通ルールはしっかり守りましょう。

自転車に関する交通事故の発生状況 (重点地区)

自転車関連事故 (件)	H30	R元	R 2	R 3	R 4
	44	32	30	32	43

宮崎県警察本部交通部交通企画課・宮崎北警察署

自転車に乗るときはヘルメットをかぶりましょう